

## 議案第 21 号

甲府市いじめ防止連携会議等設置条例制定について  
甲府市いじめ防止連携会議等設置条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 27 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

### 甲府市いじめ防止連携会議等設置条例

#### 目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 甲府市いじめ防止連携会議（第 3 条～第 11 条）

第 3 章 甲府市いじめ問題対策委員会（第 12 条～第 21 条）

第 4 章 甲府市いじめ問題調査委員会（第 22 条～第 27 条）

第 5 章 雑則（第 28 条）

#### 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項及び第 3 項並びに第 30 条第 2 項に規定する組織の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

第 2 章 甲府市いじめ防止連携会議

（設置）

第 3 条 法第 14 条第 1 項に規定するいじめ問題対策連絡協議会として、甲府市いじめ防止連携会議（以下「連携会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第4条 連携会議は、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関し、必要な事項を協議するとともに、当該関係機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

(組織)

第5条 連携会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 連携会議の委員（以下この章において「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、甲府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 甲府市立の小学校及び中学校のPTAを代表する者
- (3) 甲府市立の小学校、中学校及び高等学校（以下「市立学校」という。）の教職員を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(任期等)

第6条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 連携会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、連携会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 連携会議の会議（以下この章において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第9条 連携会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 連携会議の庶務は、教育委員会において処理する。

(運営)

第11条 この章に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、会長が連携会議に諮って定める。

### 第3章 甲府市いじめ問題対策委員会

(設置)

第12条 法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、甲府市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置くことができる。

(所掌事務)

第13条 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じて、法第12条の規定により定める甲府市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議し、教育委員会に答申する。

(組織)

第14条 対策委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 対策委員会の委員（以下この章において「委員」という。）は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第15条 委員の任期は、教育委員会が委嘱し、又は任命した日から諮問内容についての調査審議が終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第16条 対策委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(法第28条第1項に規定する学校の設置者の下に設ける組織)

第17条 対策委員会は、法第28条第1項に規定する市立学校の設置者の下に設ける組織を兼ねる。

(権限等)

第18条 対策委員会は、法第28条第1項に規定する調査に係る事務を行うために必要があると認めるときは、教育委員会又は当該調査に係る市立学校に対し報告又は文書その他の物件の提出若しくは提示を求めること、関係人に対し質問票を用い、又は出席を求めて質問することその他必要な調査等（以下「報告の徴収等」という。）を行うことができる。

2 対策委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員又は庶務をつかさどる職員に、報告の徴収等を行わせることができる。

3 前項に規定する報告の徴収等を行う委員及び職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(会議の一部非公開)

第19条 前条第1項に規定する調査に係る対策委員会の会議は、公開しない。

(守秘義務)

第20条 委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(準用)

第21条 第8条から第11条までの規定は、対策委員会について準用する。この場合において、第8条第1項及び第9条から第11条までの規定中「連携会議」とあるのは「対策委員会」と、第8条第1項及び第11条中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

#### 第4章 甲府市いじめ問題調査委員会

(設置)

第22条 法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、甲府市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

(所掌事務)

第23条 調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第28条第1項に規定する調査の結果について調査審議し、市長に答申する。

(組織)

第24条 調査委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 調査委員会の委員（以下この章において「委員」という。）は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第25条 委員の任期は、市長が委嘱し、又は任命した日から諮問内容についての調査審議が終了するまでの期間とする。

(会議の非公開)

第26条 調査委員会の会議は、公開しない。

(準用)

第27条 第8条、第9条、第11条、第16条、第18条及び第20条の規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第8条第1項、第9条及び第11条中「連携会議」とあるのは「調査委員会」と、第8条第1項及び第11条中「会長」とあるのは「委員長」と、第16条第1項及び第2項並びに第18条第1項及び第2項中「対策委員会」とあるのは「調査委員会」と、第18条第1項中「調査に係る事務」とあるのは「調査の結果についての調査（以下「再調査」という。）に係る事務」と、「又は当該調査に係る市立学校」とあるのは「又は当該再調査に係る市立学校」と読み替えるものとする。

## 第5章 雑則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、第2章及び第3章の規定の施行に関し必要な事項は教育委員会が、前章の規定の施行に関し必要な事項は市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(甲府市附属機関設置条例の一部改正)

2 甲府市附属機関設置条例（令和3年3月条例第2号）の一部を次のように改正

する。

別表第1中5の項を削り、6の項を5の項とする。

(甲府市附属機関設置条例の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定の施行の日前に置かれていた同項の規定による改正前の甲府市附属機関設置条例別表第1の5の項に規定する甲府市いじめ防止連携会議（以下「旧連携会議」という。）は、連携会議となり、同一性をもって存続するものとする。

4 附則第2項の規定の施行の際現に旧連携会議の委員に委嘱又は任命されている者は、この条例の施行の日に第5条第2項の規定による委嘱又は任命をされた者とみなし、その任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、令和5年6月29日までとする。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中36の3の項を36の5の項とし、36の2の項の次に次の2項を加える。

|      |               |  |            |
|------|---------------|--|------------|
| 36の3 | 甲府市いじめ問題対策委員会 |  | 日額 12,000円 |
| 36の4 | 甲府市いじめ問題調査委員会 |  | 日額 12,000円 |

#### 提案理由

いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止等に関係する附属機関等の設置に関し必要な事項を定めるについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。